

保育所給食における食物アレルギー等の個別対応について

発達・発育が著しい幼児期の子どもにとって、食事から必要な栄養素を摂ることはとても大切なことです。そのため、保育所等の食事(給食)では、食物アレルギーがあるお子さんの成長を考慮した適切な食事をとるために、医師の指示に基づく対応を保護者の皆さまの協力の下で行っていくこととしています。

つきましては、保育所入所にあたっては、以下のことについてご理解をいただきますようお願いいたします。

◆基本的に食物アレルギーの有無が入所の可否に直接影響を及ぼすことはありません。ただし集団保育が困難な可能性があるかと判断された場合には、医師への病状調査を実施し入所の可否について検討いたします。在園中のお子さんにつきましても同様の対応となります。

◆保育所給食では、医師の判断による食物アレルギー除去及び病気に関する除去等の対応以外はお受けしません。

1 受診及び指示書等の提出について

お子さんのアレルギー症状を把握し、適切な対応のため、医師の指示書及び診断書の提出がなければ保育所での給食対応はできません。次の事項についてご協力をお願いします。

- ① 保育所面談までに必ず診察を受ける。
- ② ①の診断結果食物アレルギー対応に関する医師の指示内容を示した文書(指示書等)を、保育所面談時に保育所に提出する。
- ③ 入所後は、最低1回/年以上は医師の診断を受け指示書等を提出する。

※指示書は保育所等の施設への指示ではありません。お子さんのアレルギーの症状を把握するための書類です。

指示に対する給食対応は各保育施設と協議して対応を決定します。

2 保育所給食の対応について

アレルギー対応については原因となる食品の除去を基本とし、以下の項目を条件に可能な範囲で対応に努めます。

- ① 対応が必要なアレルゲンについては、ご家庭と保育所での二重チェックを行う。
- ② 個別対応が困難である場合には、保育所と協議の上ご家庭からお弁当を持参していただく。

※給食では初めて食べる食品の提供を避け、家庭で複数回食べてもアレルギー症状などがでないことを確認できた食品を提供するようにしています。

3 食物アレルギー対応の解除について

医師の診断による対応の解除(除去が必要な食品の解除)があった場合は保護者が解除申請を行ってください。

※医師の診断のもと家庭で数回摂取し、症状が発現しないことが条件となります。また、家庭で摂食した食品やその量、頻度などについて詳しくお知らせいただき、保育所で提供する該当食品が摂食可能であるかを検討いたします。

※入所申請時に作成した調査票(聞き取り調査票)や指示書は保育所で保管します。なお、これらに記載された個人情報については、保育所給食におけるアレルギー対応に関する業務目的以外に使用することはありません。